○厚生労働省農林水産省令第一号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健

農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令の一部を改正する省令

農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令（平成二十八年厚生労働省農林水産省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（組織変更の認可申請） **第一条**　（略） 2　法第八十九条第一項の規定により組織変更（法第八十八条第一項に規定する組織変更をいう。以下この項において同じ。）の認可を申請しようとする農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「組合」という。）は、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一～八　（略） 九　組織変更後医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類 十・十一　（略） 十二　組織変更後医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面 十三　（略）	（組織変更の認可申請） **第一条**　（略） 2　法第八十九条第一項の規定により組織変更（法第八十八条第一項に規定する組織変更をいう。以下この項において同じ。）の認可を申請しようとする農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「組合」という。）は、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一～八　（略） 九　組織変更後医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類 十・十一　（略） 十二　組織変更後医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面 十三　（略）

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項、第五条第一項、第二十一条第三項及び第二十二条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

種苗法施行規則の一部を改正する省令

種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（願書の記載事項等） **第五条**　（略） 2・3　（略） 4　電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して品種登録出願をする場合における農林水産省の所管する法	（願書の記載事項等） **第五条**　（略） 2・3　（略） （新設）